

## 休会規程についての Q&A

### Q1. すでに会費が未納の状態ですが、休会制度を利用できますか？

A: 休会制度を利用するには、休会申請前に未納分の会費を清算していただく必要があります。未納状態のままでは休会申請は受理されませんので、ご注意ください。

### Q2. 休会期間の延長は可能ですか？

A: 休会期間の延長は、最大 5 年間まで認められます。延長を希望する場合は、休会期間終了の 2 ヶ月前までに延長申請を行ってください。

### Q3. 休会の途中で復会することはできますか？

A: はい、可能です。休会期間中であっても復会を希望する場合は、HP 内の復会届にて申請を行ってください。手続きが完了すれば、通常の会員資格が回復します。

併せて、当年度の年会費をお納めください。

### Q4. 休会期間が終了したのに復会手続きをしなかった場合はどうなりますか？

A: 休会期間が終了しても復会手続きがない場合、自動的に会員資格が復活することはありません。復会手続きをされないまま会費の納付もない場合、一定期間経過後に自動退会となる可能性があります。

### Q5. 休会中に会費の支払いが発生することはありますか？

A: 休会が認められた期間中は会費の支払い義務はありません。ただし、復会した時点で通常の会費納付が再開されます。

### Q6. 休会せずに会費を 2 年間未納のままにした場合、復会は可能ですか？

A: いいえ、会費未納のまま 2 年間が経過すると自動退会となります。再度会員になるためには、新規入会手続きを行っていただく必要があります。

### Q7. 休会期間が満了する前に、事前の案内はありますか？

A: はい、休会期間の満了が近づいた際には、3 ヶ月前に事務局よりご案内をお送りします。

復会や延長の手続きについてご確認ください。

**Q8. 休会中に名前や住所が変わった場合、手続きは必要ですか？**

A: 必要です。休会中であっても、登録情報に変更があった場合は HP 内の変更届にてご連絡ください。正しい情報を登録しておくことで、復会時の手続きがスムーズになります。

**Q9. 休会中に会員向けの情報を受け取ることはできますか？**

A: 休会中の方には、通常の会員向け情報の提供を一部制限する場合があります。ただし、重要なお知らせは引き続きお送りいたします。

**Q10. 休会申請をした後にやっぱり撤回したい場合、どうすればいいですか？**

A: 休会申請を撤回したい場合は、月末までに事務局へご連絡ください。期限を過ぎてしまった場合は、休会期間が終了するまで復会できない可能性があります。

**Q11. 休会中でも職能団体の名簿には名前が載りますか？**

A: はい、休会中でも会員としての資格は維持されますので、名簿には引き続き掲載されます。ただし、団体の活動には参加できない場合があります。

**Q12. 休会期間が終了しても復会手続きをせずに、再度休会申請はできますか？**

A: 休会の継続は可能ですが、最大 5 年間という制限があります。制限期間を超えた場合は、一度復会してから改めて休会申請を行っていただく必要があります。

**Q13. 休会を希望する理由を必ず伝えなければなりませんか？**

A: 休会理由は申請書に記載していただきますが、個人の事情に配慮し、詳細の開示を求めるはありません。簡単な理由の記載で問題ありません。

**Q14. 休会申請が却下されることありますか？**

A: 休会の適用条件を満たさない場合（例：未納会費の清算がされていない、申請期限を過ぎている等）は、休会申請が認められないことがあります。